

原動機、回転軸等による はさまれ、巻き込まれ災害に注意！

四肢切断等の重篤災害に至るリスク大

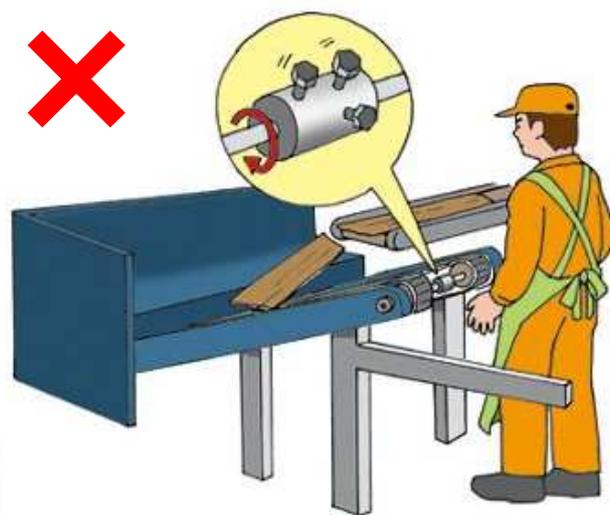
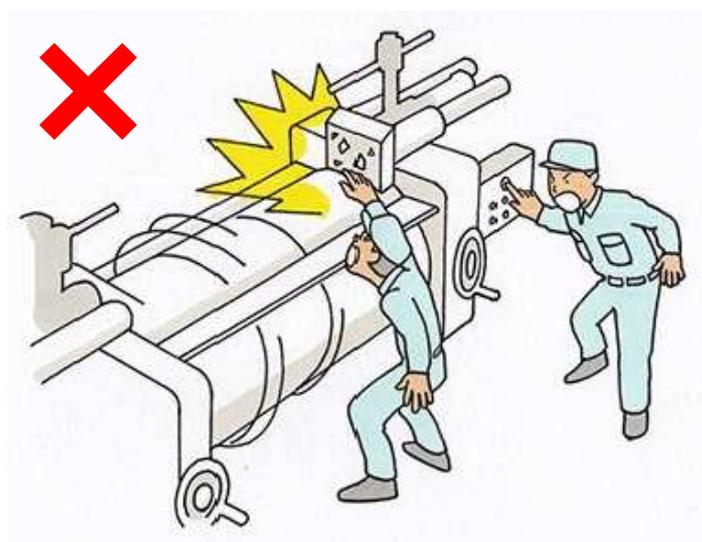
機械にはさまれる・巻き込まれることによる災害防止の基本は、機械の危険箇所、覆い、囲い等を設けることが基本です。

このような労働者に危険を及ぼすおそれのある部分には・・・

機械の原動機、回転軸、歯車、プーリー、ベルト、チェーン等の労働者に危険を及ぼすそのある箇所

徹底して下さい！

覆い
囲い
スリーブ
踏切橋
柵 等
を設ける！



図：「職場のあんぜんサイト」より

はさまれ、巻き込まれ災害を防止するため、
まずは覆い、囲い等の設置を！

滝川労働基準監督署

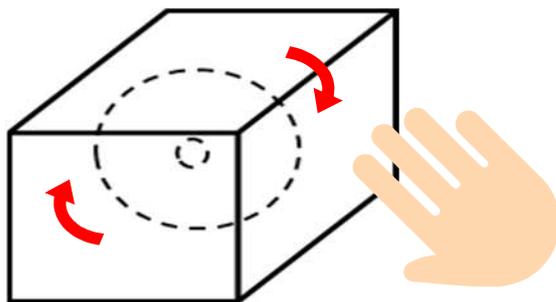
【関連条文】労働安全衛生規則

(原動機、回転軸等による危険の防止)

- 第101条 事業者は、機械の原動機、回転軸、歯車、プーリー、ベルト等の労働者に危険を及ぼすおそれのある部分には、覆い、囲い、スリーブ、踏切橋等を設けなければならない。
- 2 事業者は、回転軸、歯車、プーリー、フライホイール等に附属する止め具については、埋頭型のものを使用し、又は覆いを設けなければならない。
- 3 事業者は、ベルトの継目には、突出した止め具を使用してはならない。
- 4 事業者は、第一項の踏切橋には、高さが90センチメートル以上の手すりを設けなければならない。
- 5 労働者は、踏切橋の設備があるときは、踏切橋を使用しなければならない。

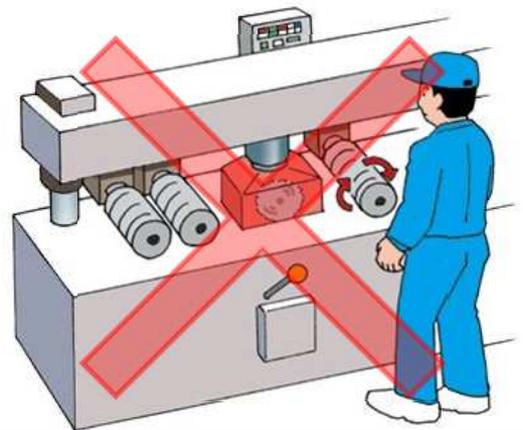
「労働者に危険を及ぼすおそれのある部分」とは

「労働者が通常の作業（日々行われる掃除、給油、検査等を含む。）又は通行の際に接触することにより巻き込まれ、又は引き込まれる等の危険がある部分」をいうのだぞ。



作業に支障のない危ない箇所は覆いましょう！

機械の原動機、回転軸、歯車、プーリー、ベルト、チェーン等の労働者に危険を及ぼすおそれのある部分に覆い、囲い等を設けていないのは違法です。



図：「職場のあんぜんサイト」より



機械の危険な部分への覆い、囲い等も必要だが、機械の運転を停止しないまま、機械の掃除、修理、異物の除去などを行われることも違法だぞ！